

面会に関する規定

制定日：2026年6月1日

第1条（目的）

この規定は、入院患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を図るために、面会に関する基本事項を定める。

第2条（基本方針）

1. 当院は、入院中の患者と家族等の面会が重要であることを踏まえ、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等の面会を妨げない。
2. やむを得ず面会の制限を行う場合であっても、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮する。
3. 本規定における家族等とは、患者の配偶者、親族、後見人、その他患者本人が面会を希望する者をいう。

第3条（通常時の面会の取り扱い）

1. 面会は、原則として平日、土日祝日ともに、午後2時から午後8時までとする。
2. 面会場所は、原則として病室または病棟内面会スペースとする。
3. 終末期や重篤な患者の家族等の面会については、時間外であっても病院の判断により許可する。

第4条（面会の制限）

1. 面会制限は、感染対策等の正当な理由により必要であると判断された場合に限り、必要最小限の範囲で実施する。
2. 面会制限を行うことができるのは、院内および感染症発生動向調査に基づく地域の感染症の拡大状況、患者本人の医学的理由、またその他患者および面会者の安全確保のために必要がある場合とする。
3. 業務上の都合、慣例、対応の煩雑さや予約がないことなどの理由で、面会を一律に制限、または拒否してはならない。

第5条（面会制限の決定、周知および解除）

1. 病院全体または病棟全体におよぶ面会制限は、感染対策委員会またはICT等において必要性を検討し、病院長または病院長が指定する責任者の承認を得て決定する。
2. 面会制限を実施する場合は、制限理由、対象範囲、内容および期間の見込み等について、患者および家族等に周知する。
3. 緊急に面会制限を開始する必要がある場合は、必要最小限の制限を先行して実施し、制限開始後速やかに患者および家族等に周知する。
4. 制限期間中は、感染症の流行状況および院内の感染状況等に応じて、制限の継続要否を定期的に再評価し、制限を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除または緩和し患者および家族等に周知する。

第6条（制限下における面会機会の確保）

面会制限を実施している期間においても、短時間・小人数での個別面会、電話またはオンラインによる交流等を可能な限り講じる。また、終末期、重篤な状態、退院支援また意思決定支援のための面会が必要な場合は、感染対策に配慮しつつ個別に面会方法を調整する。

第7条（面会者の遵守事項）

面会者は、患者および他患者の安全ならびに療養環境の維持のため、発熱・咳・下痢等の有症状時は面会を控え、院内では手指衛生、マスク着用等の感染対策に協力する。

また、病棟内では静穏に努め、飲食物の持ち込みは医療スタッフの確認を経るものとする。

第8条（規定の周知）

本規定は、各病棟および外来の見やすい場所に掲示する他、当院ホームページに掲載し、患者および家族等に周知する。

第9条（規定の見直し）

本規定は、定期的に見直しを行い、感染症の流行状況、関係法令および院内運用の実態等に照らし改訂する。

附則

本規定は、2026年6月1日より施行する。